

## 障害等のある志願者に対する受検上の配慮について

- 愛知県の県立中学入試では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動障害などのある志願者、病気やけがのために受検する上で支障のある志願者、医療的ケアが必要な志願者に対して、受検上の配慮を行っています。
- 受検上の配慮を受けたい人は、出願期間の前に県教育委員会にご相談いただき、「入学願書」を提出する際に、「障害等のある入学志願者にかかる受検配慮申請書」を添付してください。
- また、医療的ケアや設備面を含む特別な配慮が必要な場合には、できるだけ早い時期に、志願校、または、県教育委員会にご相談ください。
- 出願時の受検配慮申請や事前の相談内容に基づき、県教育委員会において必要な調整を行った上で、あとの【参考】に掲げた例のような受検上の配慮の内容が決定されます。

愛知県教育委員会あいちの学び推進課  
中高一貫教育室  
電話 052-954-7432

【参考】想定される受検上の配慮の例

視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓側の明るい座席を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 拡大鏡の使用</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ マークシートから筆記による解答への変更</li> </ul>
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スピーカーに近い座席を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 補聴器、ロジャーの使用</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 面接での話し方の配慮</li> <li>・ 筆談による面接</li> </ul>
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題や解答用紙へのルビ振り</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 問題用紙への解答記入</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 面接での話し方の配慮</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口に近い座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 車椅子等の使用</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> </ul>

病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口に近い座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 車椅子等の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 検査時間中の薬の服用</li> </ul>
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別室、個室での受検</li> </ul>
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最後列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> </ul>
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 問題用紙への解答記入</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> </ul>
学習障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題文等へのルビ振り</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> </ul>
注意欠陥多動障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> </ul>

- 注) 1 上記は主な配慮の例であり、どのような志願者に対してもこれらの配慮を行うという意味ではありません。
- 2 障害等の内容や程度には個人差があるので、出願時の受検配慮申請や事前の相談内容に基づき、県教育委員会において必要な調整を行った上で、配慮の内容が決定されます。
- 3 県教育委員会における調整の結果、志願者の状況に応じて、小学校で行われていない配慮を行う場合や、入学者選抜における公平性の観点から、小学校で行われている配慮を行うことができない場合があります。